

I. はじめに

2015年初頭は原油安・円安の恩恵を受けた高成長が期待され、日経平均株価は一時20000円台を回復しましたが、中国や新興国の減速に加え、年明けのマイナス金利導入が決め手となり、その後加速的に円高・株安・金利低下が進みました。

■ 各種経済指標の過去1年間の推移



3月決算を間近に控えた今回の Seiwa Newsletter では、これら急激な経済指標の変化が企業決算へ及ぼす影響とその対応について紹介していきます。

II. 金利低下が決算へ及ぼす影響

金利低下が決算へ及ぼす影響が大きく、かつ迅速な対応を迫られる事項として、退職給付債務の算定における割引率が挙げられます。

この割引率は、期末における国債利回り等を基礎として決定しますが、いわゆる「重要性基準」が認められており、前期末に用いた割引率により算定した退職給付債務と比較して、期末の割引率により計算した退職給付債務の変動が10%未満に収まるときは、前期末の割引率を継続して採用することができます。金利水準が比較的安定している時期は、この重要性基準により割引率を据え置き実務が多いと思われます。

ところが、今年1月29日に日銀の金融政策決定会合においてマイナス金利の導入が決まると、国債利回りは急激に低下をはじめ、2月には長期金利の指標とされる10年国債利回りが史上初めてマイナスを記録しました。足元も0%付近で推移し、過去最低水準が続いています。

このような状況下、多くの企業で割引率の見直しが求められています。このとき参考になるのが、日本年金数理人会・

日本アクチュアリー会が公表する「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」です。この付録1に退職給付債務の再計算を要しない期末の割引率の目安が掲載されています。

■ 「数理実務ガイダンス」付録1の抜粋

		前期末の割引率			
		1.0%	1.5%	2.0%	2.5%
デ レ ー シ ョ ン	7年	~2.5	0.2~3.0	0.7~3.5	1.2~4.0
	10年	0.1~2.0	0.6~2.5	1.1~3.0	1.6~3.5
	15年	0.4~1.7	0.9~2.2	1.4~2.7	1.9~3.2
	20年	0.6~1.5	1.1~2.0	1.6~2.5	2.1~3.0
	25年	0.7~1.4	1.2~1.9	1.7~2.4	2.2~2.9

上表の「デレレーション」とは、大まかに「退職給付の支払見込日までの平均期間」を意味します。例えば、前期末の割引率が1.0%、支払見込期間が10年の場合、期末の割引率が0.1%~2.0%の間であれば退職給付債務の再計算を要しないこととなります。

日本生命保険が2015年に実施したアンケート調査によれば、企業が採用する割引率の分布は1.0%程度が最も多く、平均は0.94%でした。このとき、支払見込期間が概ね10年を超える場合は、現在の金利水準からみて、割引率を見直す必要があることが分かります。ただし、上表はあくまで目安であり、判断が難しいときは、年金数理人に対して、前期末及び期末の割引率を含む複数のパターンで退職給付債務の計算を依頼すべき点にご注意ください。

割引率をより低い水準へ見直した場合、退職給付債務は増加し、その影響はその他の包括利益を通じてB/Sで即時認識されます（連結財務諸表を作成しているケース）。

また、金利低下とともに円高・株安も相まって、年金資産の運用成績も大きく変動していることが考えられます。そのため、数理計算上の主要な計算基礎の1つである長期期待運用収益率についても見直す必要があるかもしれません。その際は年金資産のポートフォリオ（債券・株式、国内・国外の別等）や過去の運用実績を良く把握して臨んでください。

その他、金利低下は各種資産・負債の時価算定や評価に用いる割引率にも影響を及ぼします。併せてご確認ください。

- 金融商品注記における時価
- 賃貸等不動産注記における時価
- 資産除去債務の算定 etc

III. 株安が決算へ及ぼす影響

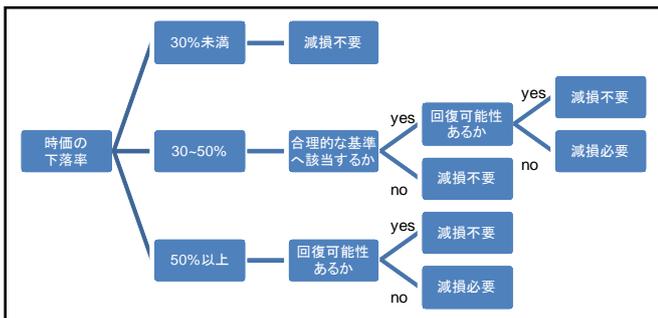
株価下落時に特に留意すべき事項は、その他有価証券に区分する上場株式の取扱いです。

その他有価証券の時価変動による含み損益は、通常「評価差額金」として P/L を通さずに純資産の部へ計上します。ところが、時価が取得原価に比べて 50%以上下落し、かつ期末日後概ね 1 年以内に取得原価に近い水準まで回復する見込みが合理的な根拠をもって予測できない場合は、含み損を減損処理しなければなりません。下落率を意識することなく、一律に「評価差額金」としないよう注意してください。

ここでいう「合理的な根拠」は、個別銘柄ごとに、株式の取得時点・期末日・期末日後における市場価格の推移や市場環境の動向、発行会社の業況等を勘案して検討することが必要であり、漠然とした回復可能性の期待に依拠した楽観的な判断は認められていません。例えば、時価が過去 2 年間にわたり著しく下落している状態にある場合、発行会社が債務超過の状態にある場合又は 2 期連続で損失を計上しており、翌期もそのように予想される場合には、通常は回復する見込みがないと判断されます。

また、下落率が 30~50%のときは、著しい下落に当てはまるか否かを各企業があらかじめ設定した合理的な基準に基づいて判断します。これは、上記のように発行会社の財政状態や経営成績を基準とする場合や、例えば 40%以上は「著しい下落」に該当するなど一律に定めた下落率に基づく場合が考えられます。いずれにしても、恣意性を排除するために、この「合理的な基準」は文書化し、每期継続的に運用します。

■ その他有価証券に区分する上場株式の減損判定フロー



含み益から含み損へ転じ、評価差額金が借方に発生した場合は、貸方評価差額金のように無条件に繰延税金負債を計上するのではなく、回収可能性を勘案した上で繰延税金資産を認識する点にも注意しましょう。

なお、時価の下落率が 50%以上であり、かつ回復可能性がないことを企業が「合理的な根拠」をもって説明できる場合は、会計上の減損額を税務上損金算入することができます。この説明に際しては、証券アナリストの個別銘柄分析、信用

調査会社のレポート、監査法人の監査結果等を利用することも有用です。詳しくは国税庁の「上場有価証券の評価損に関する Q&A」(平成 21 年 4 月)をご参照ください。

IV. 円高が決算へ及ぼす影響

為替レートは外貨建の金融商品や在外支店・子会社等(関連会社を含む)の換算へ影響を及ぼしますが、特に在外支店・子会社の P/L 換算に留意しなければなりません。

在外支店の P/L 換算は取引時レート(HR)を用いるのが原則ですが、期中平均レート(AR)や決算時レート(CR)によることも特例として認められています。ところが、非貨幣性項目に対する為替変動の影響が大きい場合には CR は適用できない決まりがあるため、現在の相場環境下においては、CR 適用の可否を慎重に判断しなければなりません。

また、在外子会社の P/L 換算は、AR を原則としつつ CR が容認されていますが、在外支店のように CR の適用を制限する基準は明文化されていません。しかし、在外子会社の業績をより適切に P/L へ反映させる等の理由により、換算レートを CR から AR へ変更する事例も多く見られます。

■ ㈱ポラテクノの 2015 年 3 月期有価証券報告書より抜粋

(在外子会社の収益及び費用の換算方法の変更)

在外子会社の収益及び費用については、従来、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算しておりましたが、当連結会計年度より、期中平均為替相場により円貨に換算する方法に変更しております。

この変更は、近年在外子会社における収益及び費用の重要性が増しており、今後もその傾向が継続すると見込まれる中、期末時点で受ける一時的な為替相場の変動による期間損益への影響を排除し、会計年度を通じて発生する損益をより適切に連結財務諸表に反映させるために行ったものであります。

その他、在外子会社の決算日と連結決算日が異なり、その間に重要な相場変動があった場合は、連結決算日に正規の手續に準じた決算を行い、当該決算に基づく B/S を CR 換算する規定も存在します。例えば在外子会社は 12 月決算で連結決算日が 3 月のとき、2 月 24 日時点のドル円レートは 111.95 と 2015 年 12 月末から -8.59(-7.1%)変動していることから、3 月末に向けてさらに円高が加速するような場合は、当該規定の適用についても検討が求められるでしょう。

ご質問等は下記までお願いいたします

メール : research@seiwa-audit.or.jp

ウェブサイト : <http://www.seiwa-audit.or.jp/contact/>